

序章 こうのとりのゆりかごの中期的検証について

「こうのとりのゆりかご」（以下「ゆりかご」という。）は、熊本市島崎にある医療法人聖粒会慈恵病院が、病院の建物内部に設置し、平成19年5月10日から運用を始めたもので、本年度で8年目を迎えている。

当初のゆりかごに関する検証は、医療法上の許可を行った熊本市と、その当時、社会的養護を担っていた熊本県が、役割分担をしながら進められた。熊本市が設置した「こうのとりのゆりかご専門部会」（以下「当専門部会」という。）では、平成19年9月以降、概ね3か月に1回、主に「ゆりかごが安全で適正に運用されているか」といった観点から短期的検証を実施してきた。短期的検証の結果はその都度報告し、さらに1年に1回、預け入れ状況の公表を行ってきた。

一方、熊本県が設置し、熊本市と共同で運営した「『こうのとりのゆりかご』検証会議」（以下「県検証会議」という。）では、短期的検証の結果を踏まえたうえで、ゆりかごの預け入れ事例や慈恵病院における相談事例などの分析を通して、ゆりかごをめぐる社会的な課題、児童福祉における課題や制度上の問題を明らかにし、国や関係機関への提言や要望をとりまとめることを目的とする中期的検証を実施した。その内容については、平成19年11月以来、重ねられた審議を経て、平成21年11月26日に「『こうのとりのゆりかご』が問いかけるもの～こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告～」(以下「県検証報告書」という。)として取りまとめられた。

その後、平成22年4月1日、熊本市が児童相談所を開設したことにより、児童相談所設置市として、それまで熊本県が担っていた、ゆりかごに預け入れられた子どもへの対応についても責任を担うことになったことから、当専門部会において、これまでの短期的な検証に加え、ゆりかごをめぐる中期的観点からの検証もあわせて行うこととした。

本報告書のまとめにあたっては、熊本県が行った平成19年5月10日から平成21年9月30日まで(以下「第1期」という。)の検証及び熊本市の平成21年10月1日から平成23年9月30日まで(以下「第2期」という。)の検証を踏まえ、検証期間平成23年10月1日から平成26年3月31日まで(以下「第3期」という。)の2年6か月間に預け入れられた20事例について、四半期ごとの短期的検証の結果を踏まえつつ、預け入れ状況や背景・事情の分析を行った。また、平成23年9月30日までに預け入れられた事例との比較検証を行い、新たな特徴や課題を整理した。

さらに、預け入れ後の子どもの状況についての検証として、ゆりかごが設置されてから平成26年3月31日までの約7か年の期間における全101事例を対象として、預け入れ後の一時保護から乳児院・児童養護施設への措置、里親委託若しくは養子縁組といった養育の流れにそって、子どもの現況調査を実施し、その結果を踏まえて課題を整理した。

なお、今回の検証にあたっては、第2期の検証と同様に県検証報告書からの継続性を図り、比較検証が可能となるように、県検証会議における検証方法を基本的に踏襲している。また、今回の検証において新たに設けた項目については、新規項目と表記している。